今後

0)

法律で定められた保守点検回数(20人以り方に関する懇談会」の取りまとめでは平成28年3月10日「今後の浄化槽の在 その内訳の妥当性は基本的に保守点検業 の回数を行う場合は「保守点検回数及び 者等が説明に努めるべきであり、 トの浄化槽 平成28年3月10日 年間3回)を超えて「以上」

感を与えているのではないかとの意見が 化槽推進室長通知「中央環境審議会廃 あることから、このような場合には保守 常の使用状態において、 における議論について」(抜粋)で「通 棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会 守点検を行うにもかかわらず当該基準に **要性と作業内容を詳細に説明すべきであ** 検を行うことが使用者等に不信感や負担 定められた期間中に1回を超えて保守点 **忌検の技術上の基準を踏まえつつその必** 定められた期間中に1回を超えて保 年5月17日付け廃棄物対策課浄 浄化槽の 在り方に関する懇談会 保守点検業者が

最終改正:平成二四年八月二二日法律第六○号

(目的)

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に かんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自 立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明ら かにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利 益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の 安定及び向上を確保することを目的とする。

照らし説明できないことは望ましくな

と考えられる」と示している

消費者基本法(昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」とい う。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生 活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費 者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教 <u>育の機会が提供</u>され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被 害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを 尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的 に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われな ければならない。

守点検 回数に 環境省 紺 論

淨



発 行 所 昭和48年3月14日 厚生省環第171号認可

全国環境整備事業 協同組合連合会

₹ 103-0027 東京都 中央区日本橋 2-9-1 ビル 4 階 TEL (03) 3272 - 9939 FAX (03) 3272 - 9938

環境整備事業関係広報紙

【7月号】

化槽保守点検清掃·産 業廃棄物等の取扱業 者による全国団体の 広報誌です 会員·関係企業·官公 庁・地方公共団体に頒

2~6面…浄化槽の適正維持管理体制

目 次

布しております。

保守点検回数の環境省見解



タブレット入力風景



記録票印刷風景

全国環整連 浄化槽の 適正な維持管理体制確保へ 水再生システム



技術上の基準に従い清掃前に pH値を測定

存在する。

を構築し、全国への ための認証制度「水再生システム」 維持管理に対する不 網羅した「全国新清 る技術上の基準やガイドラインを 浄化槽から良好な放流水質を得る いる。同制度では浄化槽法で定め そこで全国環整連では設置者の 新保守点検記録票」を柱として この記録票を 信感を払拭し、 掃記録票」「全 用いることで 導入を進めて

2面以降で解説する。 であり、地域の浄化槽維持管理状 緯、システムの意義、 況が一目で分かるようになる。 同システム構築に至るまでの経

民から不信感を抱かれるケースも 管理の内容にばらつ 状況を見渡すと、地 欠かせない。しかし 道並みの処理性能 を発揮するには適正な維持管理が 生活排水処理装置だ 浄化槽はコンパク ながら全国の きがあり、住 域ごとに維持 が、その性能 持つ画期的な トながら下水

記録票を閲覧できる仕組みも可能 用いた電子入力システムが利用で 行政担当者のパソコンで3業種の データは法定検査機関に集約され、 役立てることができる。これらの き、作業の効率性、水質の向上に れるほか、現場でもタブレットを データの確認・分析に活用が図ら またこれらの記録票は電子化さ 維持管理情報の集約、経時的

業種での申し送りによる連携が可 立、保守点検、清掃、法定検査3 法令を順守した維持管理作業の確 能になる。

水再生システム

3業種連携した維持管理体制を

治体財政負担の軽減、 であり、下水道と比 的な生活排水処理装置 処理水が確保できる画 のリスク分散の 価で工期も し、下水道と同等 な関 較し 自

は がち彼らの言うことに嘘 よくよく考えると、あな こに説得力があったのか、 ろうと思いましたが、 持 い国段 に下水道法改正を政

なんと情けないことだ

のはれ 浄化槽は、日本で発明さ 時代と共に処理機能 ることが目的です。

ている。 責任を持った維持管理の実施を目的にし 法定検査の申し送りによる3業種連携な 誰の目から見ても信頼され、 本紙では水再生システム実施ま 目的を特集する。

した。 度 働きかけてきました。 (続を強要される現行制 を改めるものでありま た浄化槽が下水道に 容は社会的にも認知 補助金により設置 そとで、

して、 代わりは出来ない」と |土交通省の猛反対にあ 、階にたどり着いた時、 法案が国会に登場する 管理の浄化槽に下水道 「あんなデタラメな維 国会議員は説得さ るべきか」 清掃、 義務があります。 しました。 浄化槽には、

を主眼に見直

います。

3年開発存

付券投稿 光入: プロ7部県交換目

92

ご在宅

- **(○**(利) 単乳的 HOO≪OOROOR HOO≪OOR 10 A-1

15 : 40

1 保守点検

ど

で次の清掃までの間、 を通じて定められた回 立ち上がりから、 気量などの設定調整を行 浄化槽の機能維持を図 保守点検は、 ら、1年間 空 数

いと気付くに至り

浄化槽で20人以下は「4 であり、例えば一般家庭用 れている最少回数が基本 月に1回」 行規則第6条に定めら 数は、 と定められて 浄化 が目的です。

通常の使用状態であ

ħ

そのため、

清掃業者は

資料 1

修正案

医中质核聚集日

一 技 製 的 鄉 号 使用者名又译施致名称

致 推 培 所 冷化確管提者(設置者)

. . . .

07568

別定項目(建正基準)

法基础股票

意味者だし

MARCH.

GAMES

その色度型

その他連携一の中に近り事業

4.5

件点・金額から

・1次処理機に職製がある為、連接時報提予定です。

4.5

3 8 / 1 8 10 9 / 8 200 / 200 / 400

12 (D) (S) (D) (2 (D) 2 (D) 2

1/2

4.5

確認 依斯赛森

基本推進

25 KM

隔での作業月の設定、保守点検、 の機能を発揮・維持することのできる間 従った保守点検および清掃作業、浄化槽 テム」を推進している。 技術上の基準に 、清掃、 揮

守した維持管理はどうあ は改めて「適正な維持管 理」と設置者が不信感を 3 業種異なる者が作業を 管理の内容にバラツキや、 抱くケースが存在します。 など「いい加減な維持管 行うため作業月が重なる 渡すと、地域ごとに維持 持管理は欠かせません。 理とは何か」「法基準を遵 させるには、 浄化槽の処理機能を発 全国の状況を見 全国環整連で 適正な維 国税調査 ことを前提に定められてい 使用され、 下の世帯が60%を占めて 核家族化の進展が著しく、 る。」とされています。 で、そのうち2人家族以 までの世帯は全体の よると、家族構成が4人 は、通常の使用状態である などをいう。 近年は、 (平成22年) 少子高齢化、

全国環整連では、過去

行わなければなりません。 に説明し理解を得た上で を行う場合、 回数を超えて保守点検 環境省が示すように、 必要性を丁寧かつ十分 技術上の基準に照ら 設置者に対

9.6

2.5ム度 電機円型 スカム原 電機円型 人 典

建苯物作品

法定検査の3つの

保守点検、

全国新保守点検記録票(20人槽以下)

#MCOFy9 放成 DCO 品間力化 6.281 が 入機 10 人 未進の機能 (日本中年 MP-1028H MP-40 プロフタ後科 11111 111 IXを開発者 (水色用業工法 13名名

2016年4月29日 (南)

NWES MASS DO

12345078 構造 大部 様 〇〇赤〇〇市〇〇町〇〇書始 増売 大郎 様 〇〇シンテナンス橋

きる状態に回復すること 抜き正常な機能が発揮で 変化を確認、浄化槽の状水質や汚泥の堆積状態の 定調整の内容を踏まえ、 不要となった汚泥 作 に応じて設定調整を行 態を把握した上で、清掃 て保守点: 清掃は、 業を行う。そして必要 検で実 1 年 -間を通 施 心た設 K

12345678

〇〇保地斯 カー名 業者と契約している状況 3業種維持管理の問題は まってきていますが、 いまま設置者は維持管理 法定検 を超える保守点検を実施 する必要はありません。 分な機能を発揮するた 浄化槽の設置者に負 年3回の保守点検で

理体制を確保する認証制度「水再生シス 全国環整連では浄化槽の適正な維持管

能が正常な状態であること 対象人員に見合った人数で 年度版)で「浄化槽が処理 浄化槽法の解説」(平成7 浄化槽の使用状態とは 浄化槽の処理機 保守点検回数

年6月 「廃掃法の 日 解説 第5版) 5版)で を知った上で清掃作業を 検を行い、浄化槽の状態 て清掃作業に先立って点 泥沈殿試験器具)を用い 度計、水素イオン濃度指 び汚泥厚測定器具、 数測定器具 (Ph計)、 式ポンプ、 術上の基準に定められて 浄化槽清掃業の いる器具機材 化槽法施行規 温度計、透視 (スカム及 許可 自給 0 汚 (廃掃法) を行わなければならな 7条第9号 〔廃掃法施 ら(し尿浄化に行規則)第 行規

Ű, 部をし尿浄化槽

るものである。」

則第11 た者は、厚生省令で定 める技術上の基準に従 (し尿浄化槽清掃業) 、し尿浄化槽の清掃 第1項の許可を受け 第9条第4項

準) び清掃の記録を2部作し尿浄化槽の点検及

を自らる と の管理者に交付し、

保守点 清掃に先立って行う点 検ではなく清掃業者が これらの記録の作成は、 検をいうものであるが、 尿浄化槽を一時的、 業者の 行う点

から義務付けられてい時的に管理する必要性 を行うのではなく、 を行うのではなく、経甲発的に見て清掃行為 版 3 年間保存する 部

第9号でいう点検は、 することとなって に対して説明の上、 記録票を作成し、 理が必要であることから

法定検査

化槽法の解説(平成7年)法定検査の目的は、浄 環として、 で、「浄化槽の管理の 浄化槽管理

うのではなく経時的な管 発的に見て清掃行為を行 とあ 浄化槽 9 を一 清 : 掃 の 的 単

設置者 保存 ま 機能を客観的 受けることを義務付けて 行う水質に関する検査を ことを求めており、その 、ます。 法として、指定 (浄化槽法第57条) を客観的に把握す この検査には、 設置状況 査機 0 あります。 期的に行われる。」ことと 行うもので、毎年1 か否かを確認するため

定検査機関による

定に

れているか、現場で確基準に基づき適正に行 掃の維持管理が技術上 した上で、保守点検、 の処理状況や水質を把 定検査員自らが、浄化 します。 認わの清握槽法

定検査ガイドライン」 法定検査の判定は 、」に法

守点検及び清掃が適正に ・ 査があります。定期的に ・ 行う検査は、浄化槽の保 ・ に基づく定期的に行う検 浄化槽の機

能

定められています

が、

2. 標準回復のための調像、処理を行い ました。このままご使用のださい。

政議先から提送の高額があります。

税会プレートを取り付けました。

仕切り様に亀裂が見られる為。

次游选维子を見ます。

DEBRUSHES.

様様が必要です。

13 # M WARTHARITA 7.4 29 _{T.} 2 10 20 ● 中 〒成27年8月21日 10 6.7 92 4.0 5 1891.6 0.94 105/40 15 20 5.3 14 8 0_ 5 20 50 7.4 8 1681.7 100/40 表 學 平成27年12月22日 0.79 25 9 20 0 7 35 47 7.9 1.4 0.1 13 1709.1 五 定 学成26年1月27日 0.76 31 7.0 0.1 3.2 10 15 5 10 25 35 21 1779.4 0.75 100/40 6/15 選携作業(2次処理)を行いました。 #III () ***** () 2.0 m 1.0 ** 6/15 機能機能存棄(1次処理(1量・2室) ・2次処理)を行いました。 运业梯度料定基準 透視度15度末溝(不可) 1.0 ... 2.0 ... 消毒車の領先及び名称 6/15 2次见程, 全量引放至実施にました。 \$9-900J 点模项目及び作業内容 スラブの変形・被損率 衛生者もの発生状況 B 影体の変数状況 展集的資訊/展售/提出/建下/水平 **美久の発生ボジ** 旧体の充填(形) 商業(權上部)の状況 理内水の抹流状況 業内の依然 两水-工物の個人の状況 MMARKET 皮内容性の分類状況 原便, 内部新集の健康状況 管案の破壊 推力研究 或选择推价假定 8水-地下水-土泉中洗入伏耳 世体の充填示法 孔外の宏儿 記念の会員 京美媛 経済せきのます 田太伏児 **第入発展のも影の使用** 2 株決管集の与配の状態 スカムの状況 **東京日本の東京学生** 発送口事の状態 SAL WHARE プロウの作動は別 近っ気の状況 プロフフィルターの状況、解除等 ばっ気度得の状況 再再発の後触状用 空來都會等心世界(問案-發展) 制御・安全情報の母勤状況 自動物部機器の作動状态 世界記事 パンタ上等希腊の生物の文 数小便主動物の機能状況 流入ボンプの作業状況 理算会な配管の開業・経路の状況 党法の状況 世間ボンブの作動状況 推験杯・株式製の使う 設備点の配備(高電音)の状态 内定移品業業の存動状況(逆流的) AのA高が内部の機構状況 制程污泥的状态 点量調整装置の存む状況 配管内スライム行動状況、近年等 生物機の状態 進力装置の参数状態 清掃への申し述り事項 保守点牌的结果及び、報告事項 点維持の運転調整内容 項目 水田津港等の放定 1.0 18 前周技术像 1. 気度水質、設備に其事おがません。 0000 保護主義 1.0 6/20 109

神政

停止

停止・全関から

(1

1会長時1 1景 - 2寮 3-2会長時-ポンダ機

11

*

41

0

A:正常です、課題(用除)しました お:私屋又は、形品交換を行い改善しました G:要板架、様子をみます D:様根等の改善が必要です

4/35

回転幣

9/8







浄化槽用塩素剤について ②投所 販売店募集 しています。 是非お電話下さい。

◎経費削減は社員第一番の義務です。 ◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。 ◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

現在の製品は非常に良くなっています。

- (1) 今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
- (2) 従来品の2~3倍長持ちします。(当社比)
- (3) 即納体制で翌日配達します。
- (4) メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99% ④ゴールドSS900 15g錠 単独用 15kg

- ①ゴールドSS900ST 50g錠 単独用 15kg ⑥ゴールドSS900M 100g錠 小型合併用 15kg (50g×6錠×50本)
- (30g + 5kg×3袋)
- ③ゴールドSS900 30g錠 単独用 15kg (30g×10錠×50本)
- (15g×20錠×50本)
- (100g×5錠×30本)
- ②ゴールドSS900 30g錠 合併用 15kg ⑥ゴールドSS900J 150g錠 合併用 15kg (150g×5錠×20本)
 - ⑦ゴールドSS900 15g錠 合併用 15kg (15g · 1.5kg×10袋)

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、プロワ、水中ボンブ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、 スクリーン、浄化機能促進剤、薬圧洗浄機、排水管清掃機器、瓜瓜、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、底量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9 TEL (0533)57-2026/FAX (0533)57-1585

日本環境整備事業 西日本 TEL (06) 6314-3712 / FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業 東日本 TEL (03) 3370-6644 / FAX (03) 3370-4646



●.リニアフリーピストン方式ブロワ.●

シリーズ

長寿命

突然停止しない

楽々メンテナンス

30L~200L

2ロタイマー付ブロワ LAG-80B

省エネブロワ LAX-60





故障前の 異常発見で さらなる 長寿命へ ☆や世代ブロク☆

MVU-200 右ばっき用と

|切替バルブユニット

左ばっき用が選べます

謹 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。 この度、LAM-150・200の回収作業でご尽力賜りありがとうございました。

回収作業がまだお済でない場合は、ご購入いただいた代理店様へご連絡くださいますようお願い致します。 引き続きメドーブロワをご愛顧賜りますよう何卒よろしくお願い致します。

修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に! www.nitto-kohki.co.jp

日東工噐株式会社

メドー事業部

東部販売課 〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258 西部販売課 〒537-0001 大阪市東成区深江北 2-10-10 Tel:06-6976-3271 Fax:06-6976-3841



ハイライドクリーン

生活や産業で使った水を、きれいな水に再生して自然にかえす。

日産化学のハイライトクリーンは、優れた溶解性でより高い汚水処理効果を発揮する、 合併・単独浄化機のための殺菌・消毒剤です。

あらゆるニーズにお応えできるよう、形状・サイズも豊富にラインアップ。 錠剤に合わせて各種薬筒も取り揃えています。



お問い合わせ詳しい資料のご請求は…

日産化学工業株式会社

本社:東京都千代田区神田錦町3-7-1(開和一橋ビル) TEL 03 (3296) 8040 福 周:TEL.092(432)3422 大 版: TEL.06(6346)7130

とが必要であるなどとさ

これによれば、

上記の趣旨を踏まえた検

等にとって、

各々の業

務の時期、内容、必要

やそれぞれの関係に

解しづらく

化槽基本情報で、

おり、

使用者等

名

分であるため、使用者

法定検査の連携が不十

保守点検、清掃及び

リサイクル部会浄化中央環境審議会廃棄

槽推進室長通

知

槽専門委員会における議

論について」で

「保守点

設置者からしてみれば 滞痛、保守点検、法定検 ろも見受けられ、 を行うところもあれば、 れていない場合「不適正」、 にバラツキがあるとこ えば清掃や保守点検が行わ る維持管理なのか」とい 時には「適正」と異なる判 名によって作業内容 年 間 12 た、一部地域では が本当に信頼でき 回保 同月に 守点 ことが望ましいと考えら 共 良 要とする通知が環境省か れること。」とあります。 持管理体制の整備を図る 連携した維持管理が必

う指摘も感じられます。 か」を申し送り、良好な 業種が連携した維持管理 は改善するためには、 水質確保に努めることが に設定調整をして欲しい 調整をしたか」「どのよう によって浄化槽の状態を ら発せられたことからも、 (好な水質を保持あるい 有し「どのような設定 3

されたこと。

これによれば、

参照 環廃対発第06051 「維持管理業務の連携

成18年5月17日付け

廃棄物対策課浄化槽推 リサイクル対策部 環境省大臣官房廃棄物・ 槽行政主管部 (局) 長殿 各都道府県・政令市浄化 平成18年5月17日

中央環境審議会廃棄物・ 専門委員会における議 リサイクル部会浄化槽 理に係る業務の在り方 浄化槽の維持管 見ても信頼 のが、「全国環整連水再生 を一から作り直しました。 行うことを目的に記録票 責任をもった維持管理を システム」です。 た維持管理を可能にした |頼され、

> 確定したときは、オンラ せて頂きます。記録票が 今後、検証を行い発表さ

> > 重なることや、

論について

(中略)

記録票

結果を指定検査機関に集 点検や清掃の作業内容・ ることはもちろん、 業者間の十分な連絡を図 ながっていることから、 感を醸成することにもつ

保守

(中略)

(4) 業務の連携

第 1

積することを検討するこ

清掃記録票の修正案です。 国新保守点検記録票、 次に示す記録票は、 ・段目は、管理者の浄 新 全

設置場所、 勝手都合で作業を行 まではそれぞれの業種が 同月に保守点検・清掃 これらの維持管理を今 維持管理の連携と

備を図ることが望まし び法定 槽の保守点検、清掃及 いと考えられること。」 更に連携を深め、組織 を行うとともに、浄化 な維持管理体制の整 検査について、

設定を基本パターンとし た維持管理実施サイクル を発揮・維持することが 化と、浄化槽の処理機能 基準に基づく作業の平準 全国環整連は、技術上の よる連携を図り、 法定検査間の申し送りに を基本に、清掃・保守点検・ できる間隔での作業月の それらを踏まえた上で、 水質に | これが3業種が連携でき どこかを明確に指摘する。 る記録票となります 確認しましたが、 そして、 この記録票は修正案で、

(資料 2 (資料 1 ことができます。 インで自動的に変更する 修正案) 修正案) 新保守点検記録 新清掃記録票

維持管理実施サイクル

(資料3 します。 間 化槽の処理機 隔での 作

維持管理サ

づく作業の平準化と浄は、技術上の基準に基 できる維持管理なのかと 浄化槽設置者からしてみ を意識したものではなく、 にもバラツキがあり水質 れば、これが本当に信頼 いう指摘がありました。 持することのできる 能を発 を設 揮、

全国環整連 浄化槽維持管理実施サイクル 浄化槽(小型合併)20人槽以下の場合

7 8 9 10 11 12 清掃 \bigcirc 作業名 保守点検 法定検査 11 条検査

清掃記録票により1年間りのための調整。全国新 を確認し、維持管理およの水質・汚泥の生成状況 りのための調整。 化槽の機能維持 用開始月」より12か月 の設定は、清掃の月は「使 的な判断を行う。清掃月 び処理状況に対する総合 浄化槽の機能を回復する 水質向上を目的とする作 作業および早期立ち上が (悪化の予防、 保守点検の目的は、 低 および 下した

資料 5

認証の種類と基準							
	※区域	一括	新 清掃・ 保守点検記 録票による 全国環整連				
	割り	法定検査	契約率	主国場金建 浄化槽維持 管理実施サ イクル			
総合認証A	有り	有り	60%以上	実施			
総合認証B	有り	無し	60%以上	実施			
技術認証A	無し	有り	40%以上	実施			
技術認証B	無し	無し	40%以上	実施			

※業者が区域を定め許可を受けた場合、その許可区域内 の処理責任は分散せず明確になる。一方、複数業者に 許可を与え区域を定めない場合は、業者の処理責任は 不明確となり、結果として清掃率が低く、市町村の定 める処理計画を適正に実施するに困難な現状が有る。

とにもつながっている を指定検査機関に集積 の趣旨を踏まえた検討 とが必要であるなどと ことから、業者間の十 することを検討するこ 不信感を醸成するこ いところには、問題点が出なって、それでも結果が出な データ、申し送り内容がの水質や汚泥等の経時的 そのような実態を承知し と申し送る。 業ではこうして下さい。」 |容がわかるようになって び作業内容で、 | 槽の型式などとなります。 |作業をしたので、清掃作 点検は「こういった点検 の判定となります。保守 います。 います。 一確認できるようになって て、それでも結果が出 報をキャッチボールする。 をしました。」といった情 業でこのように改善措置 し送り事項及び作業結果4段目は、業者間の申 記録票では欄外に判定内 使用人数、 し送りのとおりに実施し 3段目は、 法定検査は、 契約日、 清掃は 、保守点検 浄化

資料 2

の業務の時期、

内容、必

使用者等にとって、各々

連携が不十分であるため、

清掃及び法定検査の

ついて理解しづらくなっ 要性やそれぞれの関係に

使用者等の不信

全国新清掃記錄票(20人槽以下) ご在宅 3年開保存 15: 40 2016 = 6 月 12 日 (開わ) MERCH 4.4 1234560 K N II поо#о 0080080080088 4 10 A-1 瀬北 太郎 様 . . 000 4項方式 〇〇メンテナンス側 *** 第〇〇9-52 381 ㎡ 人概 小型合併 性物評估な 魔術物系型 r-n-5 trut. 政策涉出權權報 物果 A #2000 @### 付布投資 RA-BRICT MBONG 机锥水箕 2次完學装置 1次処理装置7定 1次前局装置1室 別 元 項 目 (表正単年) 流出水 大九山市 植種巧定 透視型 **使内水品 有模型的** スカム厚 地種生民 33 * * * * ##2744.015a 23 10 18 35 7.4 35 10 ... 50 6.7 29 2 20 3 20 # * WALTWINSTO 1591.6 0.94 14 15 0 3.4 ٠ 5 20 0.79 50 20 ■ サ 平成27年12月22日 1681.7 y 25 25 1709.1 0.76 10 21 15 10 25 1779.4 ※ 平平成20年4月29日 0.75 48 . 24 6.9 22 10 0 10 28 35 0.76 今日清掃的 1469.1 保守点検からの申し送り事項 **⊕**E · ∓RE 保守点额种投定内容 清掃への依頼事項 務查判定結果 4/29 西安維送費154/分→184/分 独制推荐在第11次总理(1里-7里) 通視度付援未満(不可) HOO年OOMOOB 4/29 2次民務機械維持契引協会実施してCESVA 4/29 無流光からの逆流の曲線を4. 確認してくだかり。 4/29 1次必须修订电影分别从, 建特的保险节范。

	38.98	時の直接及び作業内容	27.99	W 11	海州内定量	使用来 的
異常な異な	9 · 4	Tek - 888 - ()	1次出电量	**	(m) 2.18 _	(汚泥溝能率)
流入水果市	●· *	水黄森を一当物類選手・沈和選手・異物業人	13:60/00 8	東京2 章	(s) 1.35 _	(/60a-AB)
音楽の異常	8 · #	[改入管] 薄留一碗鄉一口配不為一件碗鄉	2 皮 6	* * *	(東) 2.82 。	3.6 × 1 ±
R. M. O. M. C.	eaux	[技术等] 神管・神師・与配子具・井田郎・老木	流入・数3	ミボンブ槽		108 2
プロワ異常	· #	#4 · 新数 · 福安 · 杂集	1	- 1		(Mn + W)
****	⊕ - #	OBTA - GH - KM - WHRH	26 29	*	0.15	No. 16
本体の異水	B . #	1次出榜(1安·2世)-2次出榜-36年-35-2種	* * *	0.11	6.50	污泥筋分先
	EN - UM - AMAGE - 1 ONE MORRE - AMAGE - 12 - APRILIS	* 2 *	0.8	1.90	〇〇浄化センター	
	经边税帐	日外光化 - 木朴(乳等 洋上) - 配管整理機 マンホール等 - ボンブ放開		 	(株)(株)(株)(株)	
2302	® · #	1天佑理 - 2天佑理	# Z	* #	1.70 _	### #@#
MARRIE	m · 🐵	DOMEST - OFTER - TOTAL	SERRE	再生水量	2.90	ster con
按推洗净	138-8 8 0	# KT1Ø125 1@20 @A+ @2+	【再生水	の水質】	*** 50 m 7.8	100%### (🔘)
	- 60	守点核への申し返り事項			演得結果の判定及び	報告事項
		and other transfer of the second seco				

構築	別回保守の検討の設定			今征簿博特の設定					
様性水果	1.0	1.70		*	0	##	7	2.0	3,790
移送水量	18.0	179	泵	0	·有	#4			1/10
次展開発	4.5	1/#	W. C.	0		#c	3		1/9
空気通がし	学生・金型から	20%	曹	=	- #	100	余州	946	86
産集材で	3 M / 1 B 10	9 / SE 400)	_	0	*	3 B	/1 x a	B 105	400

1. 清掃作業を実施し、機能を設備しました。 ② 清掃後、名誉・調整をしました。 このままご使用のださい。 1. 没要点があります。 保守点検案者に連絡します。

1次処理機の集製を修理を確認しました。

で

過

去

 \emptyset 申水

送

にいなど 質に異常

その後は4か月ごと より2か月後に設定 保守点検月は「清掃 「数)に法定どおり

一 守点検と清掃が適正に実施されたかを確認し、良施されたかを確認し、良正な対処方法を清掃・保守点検業者に具体的に指守点検業者に具体的に指って、機能維持・回復を認る。11条検査の月は「清掃月」より7か月後の の間に設定。 8・9・10月の3か月間掃月」より7か月後の

種の連携により良好な水 者サービスに努め、3業 質を維持する。 および内容を設置者にわ 自動更新や料金支払 やすくする一括契約 れら3業種の作業月

水再生システム

・後は浄化槽の維持管

理においてもICT化に よる信頼性の せません。 向上が欠か

ソコンシステムを開 インで よる維 の入出力、3業種連携に)導入を進めています。 管理をオンラ 能にするパ り

ることができます。

電子データとして保存す トで入力する事が出来、

(資料 5

になります。

) 資料

4

タブレット画

(資料6

認証フロー)

行政閲覧システム

できます。

準

トによる記録票の入力が現場作業ではタブレッ スプレットで確認する 質改善対応事例など"水 質改善対応事例など"水 図、維持管理要領書、水に また、 の履 歴等 浄化槽の型式ご が確認でき

| 防止するとともに、水| | 異常があれば警告を表 | | でき、入力された数値に はがらタブレット 異常があれば現場 場 応することができます。 槽の ホなどと同じ操作で

非常 ことができ、個々の浄化 タブレット操作もスマ 状況に、迅速に対 で、 す。 種

確認サインもタブレッ 設置者からの作業内容 システム的に行えること 適正な維持管理の徹底が で運用することにより、 は勿論のこと、企業全体 個々のスキルアップ 企業を認証すること

業に対して認証を行いま テムの認証には4段階の 全国環整連では、シス 類があり、それぞれ企

す。 は、作成された記録票ど 友

法定検査機関に集約され には行政の監督も必要で 単位で適正に処理される 同システムを利用して 生活排水を地

管

理作業と

た浄化槽維持管理データ 保守点検、海道正な維持等 ように、 検 査の3

要です。

一で定められた技 術

おりに、

地域行政が担当

全国環整連では、

^耒種連携が必 清掃、法定

 \emptyset 管理体制の 質に責任を持った維

本部委員会

(最終審査)

認証書発行

審査を申請する事は可能

認証の種類と基 る問合せなどにも迅速か 住民からの浄化槽に関す きることも可 能であり、

つ簡単に対応することが れまで示 浄化槽の性 発揮するには してきた 、作業の実施を基本に全 、作業の実施を基本に全 が清掃記録票を活用、3業 がの維持管理業務管理 システム、現場での水質 システム、現場での水質 らの取り組みを通じ、水と は特管理状況を行政が 維持管理状況を行政が

資料 6 認証フロー ・認証基準に達している業者が、 申 請 者 各道府県組合に申請をする 各道府県で選任された特別委 員(青年部長及び浄化槽部会 が、問題改善計画に則り、 各道府県特別委員 業務管理状況の確認、現場作 業の確認を行い、認証基準に (現地確認) 適合しているか判断する 適合の場合、各ブロック委員 へ仮審査申請を行う 仮審査 各ブロック委員は、申請があった組合員に対し、仮審査 を行い、認証基準に適合して 各ブロック委員 いるか否か判断する (仮審査) 適合と判断した場合 特別委員会に対して最終審査 申請を行う 最終審查 請 ・申請があった組合員に対し、 本部特別委員会が最終審査(書類検査、ヒアリング、サ

・認証取得後、有効期限は2年間 ・その後、2年ごとに更新審査(現地確認→更新審査) ただし、更新について認証種別の変更可能な状況が 整えば、2年の期間を待たずに現地確認並びに更新

いく予定)

後取得業者へ送付

ンプリング調査)を行う

適合の場合は、認定(認証登

録一覧表を広報環整連に掲載 し、自治体に配布し公表して

各道府県組合へ認証書を送付



